

Português

# INFORMAÇÕES ÚTEIS

## 外国語情報コーナー

English

### USEFUL INFORMATION

#### 放置自転車をなくそう

日本語記事は6ページにあります。

#### Vamos acabar com as bicicletas abandonadas

Bicicletas (assim como scooters) abandonadas não só atrapalham a passagem de pedestres e veículos mas também impedem o livre acesso aos locais de refúgio, trânsito de abulâncias e carros de bombeiro em situações de emergência.

Quando precisar estacionar sua bicicleta nas imediações da estação, utilize os estacionamentos gratuitos e pagos disponíveis e contribua para o

desafogamento do trânsito no local.

Aos que usam bicicleta para ir ao trabalho ou escola, favor vagar o estacionamento dentro do prazo determinado de uso não deixá-la largada quando não for utilizá-lo por muito tempo.

► **Inquiries:** Departamento de Engenharia Civil. Encarregado de Administração e Controle (Tel 95-0155).

#### Do Not Leave Your Bicycle Illegally

A lot of bicycles and motorbikes left or parked at the traffic congested area impede not only movement of pedestrians and cars but also evacuation, rescue, and extinguishing fire in the case of emergency.

When you park your bicycle around Chiryu station, you should park it at the designated free or pay parking lots without annoying the surroundings. You should not leave it at the parking for the long time, if you do not use your bike for commuting due to transferring or finishing schools. We hope you would use the city parking lots effectively.

► **Inquiries:** Construction planning section at Public works division (Tel: 95-0155)

### 3月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

#### 〇〇市役所 市民相談コーナー〇〇

▷ ところ 市役所2階南西側の市民相談コーナー  
※不動産相談については、市役所2階 打合せ室南で行っています。

相談ごと	とき	問合せ
外国人相談 (ポルトガル語の通訳など)	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人相談コーナー (内線159)
市民相談 (市役所での手続きなど一般相談)	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (☎83-1111 内線204) または市民課 (☎95-0152)
司法書士相談 (金銭問題、相続等) (要予約)	毎月第2・第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2・第4水曜日 午後1時～4時	
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	建築課 (☎95-0156)
消費生活相談 (消費者のトラブル相談など)	毎週月・水・木・金曜日 午後1時～4時 (受付は午後3時30分まで)	消費生活センター (経済課 ☎95-0195)
労働相談 (要予約)	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課 (☎95-0125)

#### 〇〇各種専門分野 相談コーナー〇〇

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	問合せ
税務相談	3月20日(水) 午前9時～正午	市役所 2階 打合せ室②南	税務課 市民税係 (☎95-0116)
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課 (☎95-0136)
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課 (☎95-0120)
手話相談 (聴覚障がい者)	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 障がい福祉係 (FAX 83-1141)
女性悩みごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係 (☎95-0144)
D V 相談	市役所開庁時間内		

※詳しくは、担当課までお問合せください。

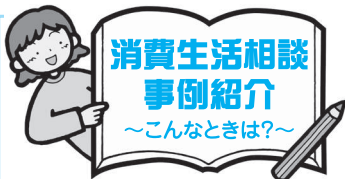
※法律相談は毎月1日(土・日曜日、祝日を除く)の午前3時30分から予約してください

#### 〇〇福祉の里ハツ田 相談コーナー〇〇

▷ 予約・問合せ 社会福祉協議会 (☎82-8833)

心配ごと相談・人権相談	第1・3火曜日	午後1時～4時
交通事故相談 (要予約)	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談 (要予約)	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時

結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
生活困窮相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分



このコーナーでは、全国の消費生活センター等に寄せられた相談事例をご紹介します。

【相談内容】～スマートフォン 買ったものの使いこなせない～

友達がスマートフォンを使っているのが便利そうだと思い、携帯電話会社に行った。使い方も何もかも分からないことを告げると、使い方を教えてくれるというので契約することにした。すると、スマートフォンの他に「画面が大きく便利だ」とタブレットを、「まとめるのが楽」と光回線や電気の契約を勧められ、よく分からないまま契約してしまった。しかし、スマートフォンもタブレットも使いこなせない。

【アドバイス】初めてスマートフォンを購入する際は、事前に、契約していない人でも参加出来るスマートフォン教室等を利用したり、周りの人に操作方法を聞いたりして、自分に合っているかを確認してからにしましょう。契約の際に、光回線やタブレットなど目的以外の商品やサービスを勧められても、内容がよく分からないときは断りましょう。一定の条件が認められた場合、契約を解除出来るケースもあります。契約を解除したいと思ったときは、すぐに携帯電話会社に申し出ましょう。困ったときは、早めに消費生活センター等にご相談ください。

#### ■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市消費生活センター】毎週月・水・木・金曜日:午後1時～4時(受付は午後3時30分まで) ▶☎95-0195

【愛知県消費生活総合センター】月～金曜日:午前9時～午後4時30分、土・日曜日:午前9時～午後4時 ▶☎052(962)0999